

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 17 号に掲げる底建網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 3 年 10 月 1 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
たら底建網漁業	20 人	定めなし	(操業区域) A 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域 基点 1 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱 基点 2 むつ市脇野沢貝崎突端 点ア 基点 1 から磁針方位 285 度 5, 500 メートルの点 点イ 基点 1 から磁針方位 285 度 8, 500 メートルの点 点ウ 基点 2 から磁針方位 253 度 6, 000 メートルの点 点エ 基点 2 から磁針方位 253 度 4, 000 メートルの点 (操業区域) B－1 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域 点ア むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位 214 度 3, 700 メートルの点 点イ むつ市脇野沢牛首崎突端から磁針方位 162 度 2, 800 メートルの点 点ウ むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位 176 度 5, 500 メートルの点 点エ むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位 176 度 9, 700 メートルの点 (操業区域) B－2 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域 点ア むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位 214 度 4, 200 メートルの点 点イ むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位 214 度 5, 100 メートルの点 点ウ むつ市脇野沢弁天島灯台中心点と東津軽郡平内町大島灯台中心点とを結んだ線上弁天島灯台中心点から 5, 400 メートルの点 点エ むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位 185 度 9, 700 メートルの点	12 月 1 日から翌年 2 月 19 日まで	むつ市脇野沢に住所を有する者	令和 3 年 11 月 1 日から令和 3 年 11 月 15 日まで	1 許可の有効期間は、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 2 月 19 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 40 センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない (3) 敷設できる漁具の統数の上限は、3 ヶ統とする

	10 人		次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱 基点2むつ市脇野沢貝崎突端 点ア基点1から磁針方位285度5,500メートルの点 点イ基点1から磁針方位285度8,500メートルの点 点ウ基点2から磁針方位253度6,000メートルの点 点エ基点2から磁針方位253度4,000メートルの点		東津軽郡外ヶ浜町字平館に住所を有する者		1許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年2月19日までとする。 2次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない (2)夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない (3)敷設できる漁具の統数の上限は、2ヶ統以下とする
	6 人		次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1東津軽郡外ヶ浜町平館と同町蟹田との境に設置した標柱 基点2東津軽郡外ヶ浜町蟹田と蓬田村との境に設置した標柱 点ア基点1から磁針方位92度40分6,000メートルの点 点イ基点1から磁針方位92度40分7,500メートルの点 点ウ基点2から磁針方位90度7,150メートルの点 点エ基点2から磁針方位90度5,650メートルの点		東津軽郡外ヶ浜町字蟹田に住所を有する者		1許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年2月19日までとする。 2次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない (2)夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない (3)敷設できる漁具の統数の上限は、3ヶ統とする
	2 人		次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1東津軽郡蓬田村瀬辺地川河口左岸 基点2東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱 点ア基点1から正東5,900メートルの点 点イ基点1から正東6,700メートルの点 点ウ基点2から真方位80度30分6,750メートルの点 点エ基点2から真方位80度30分6,000メートルの点	12月5日から翌年2月20日まで	東津軽郡蓬田村に住所を有する者		1許可の有効期間は、令和3年12月5日から令和4年2月20日までとする。 2次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない (2)夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない

	3 人		次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東津軽郡蓬田村瀬辺地川河口左岸 基点2 青森市大字左堰と内真部との境に設置した標柱 点ア 基点1から正東5,900メートルの点 点イ 基点1から正東6,700メートルの点 点ウ 基点2から磁針方位88度6,200メートルの点 点エ 基点2から磁針方位88度5,400メートルの点		青森市大字六枚橋、青森市大字四戸橋又は青森市大字後潟に住所を有する者		(3) 敷設できる漁具の統数の上限は、1ヶ統とする
	1 人		次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 青森市大字野内と大字久栗坂との境に設置した標柱 基点2 青森市大字浅虫裸島西端に設置した標柱 点ア 基点2から磁針方位296度8,400メートルの点 点イ 点アから磁針方位176度800メートルの点 点ウ 基点1から磁針方位322度6,000メートルの点 点エ 基点2から磁針方位296度6,400メートルの点		青森市大字清水に住所を有する者		
	2 人		次の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 点ア 40° 57′ 51″ N 140° 47′ 06″ E 点イ 40° 55′ 24″ N 140° 47′ 09″ E 点ウ 40° 55′ 31″ N 140° 46′ 53″ E 点エ 40° 58′ 00″ N 140° 46′ 43″ E		東津軽郡平内町に住所を有する者		